

平成18年 第3回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成18年9月25日(月曜日)

議事日程(第6号)

平成18年9月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第4 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について
- 日程第6 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第7 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第8 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第9 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について
- 日程第16 議案第130号 市道路線の認定について(中ノ尾線)
- 日程第17 議案第131号 市道路線の認定について(宮園花園線)
- 日程第18 議案第132号 市道路線の認定について(庄内直入線)
- 日程第19 議案第133号 大分県消防補償等組合理約の一部変更について
- 日程第20 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第22 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第25 議案第139号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 追加日程
- 日程第1 議案第140号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第2 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 発議第6号 道路整備の促進と予算の確保に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第6号 平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第4 報告第7号 平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第8号 財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について
- 日程第6 認定第18号 平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第7 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第8 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第9 議案第122号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第123号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第125号 由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第126号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第127号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第128号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第129号 由布市非核・平和都市宣言の制定について
- 日程第16 議案第130号 市道路線の認定について(中ノ尾線)

- 日程第17 議案第131号 市道路線の認定について（宮園花園線）
- 日程第18 議案第132号 市道路線の認定について（庄内直入線）
- 日程第19 議案第133号 大分県消防補償等組合理約の一部変更について
- 日程第20 議案第134号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第135号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第136号 平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第137号 平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第138号 平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第139号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 追加日程
- 日程第1 議案第140号 由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第2 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 発議第6号 道路整備の促進と予算の確保に関する意見書
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（26名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |
| 21番 丹生 文雄君 | 22番 三重野精二君 |
| 23番 生野 征平君 | 24番 山村 博司君 |
| 25番 久保 博義君 | 26番 後藤 憲次君 |



の一部改正についての撤回の件を議題といたします。

市長から、議案第124号の撤回理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました議案の撤回の件につきまして御説明を申し上げます。

今回議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、大分県乳幼児医療費助成事業の制度改正が行われたことによりまして、県条例に準じて乳幼児医療費の一部負担を求める条例の一部改正案を御提案をいたしたところでございますが、保健福祉施策を総合的に勘案する中で、制度改正の内容を拡充する必要があると考え、議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正につきましての議案の撤回を求めるものでございます。皆様方の御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 市長の撤回理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についての撤回の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第124号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についての撤回の件については、これを承認することに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願・陳情8件並びに継続審査となっております陳情受理番号6、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 報告します。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

受理番号20、受理年月日平成18年9月14日、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願。委員会の意見として、地方自治確立と自治体の安定的財政運営を進めるために、現行交付税が持つ財源保障と財政調整機能の堅持とともに、さらなる税源移譲により一般財源の確保が求められることから、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。審査の

結果は採択です。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 報告いたします。

本委員会に付託の請願 2 件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 3 6 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号 1 4、受理年月日、平成 1 8 年 6 月 3 0 日、件名、あなみ保育園移転改築に関する請願。委員会の意見として、昭和 2 2 年に開設し、5 1 年改築、老朽化してきた園舎で多様化する保育ニーズに対応すべく移転改築を計画、その助成を願う請願です。

現地視察で県道に直面している交通事情の危険性並びに旧基準に沿った建築による狭さ、狭小さ、利用児の増加傾向等を確認しました。さらに、移転後の用地、建築計画の確認によって移転改築の必要性を認めます。慎重審議の結果、本請願を採択いたしました。

次いで、受理番号 1 6、受理年月日、平成 1 6 年 8 月 2 3 日、件名、由布市における就学前までの医療費完全無料化を求める請願についてです。

委員会の意見として、本請願は、由布市において、一つは、少なくとも 5 歳までの医療費が無料である現行制度を維持すること、2 つ、就学前までの子供にかかる医療費を完全無料化すること、3 つ、国の乳幼児医療費無料制度創設と、県の制度拡充の実現に向け意見書提出を含む働きかけをすること等を求める請願です。

由布市では、合併前の湯布院町条例を合併後の市条例として制定しました。この条例では上記 1 の条件を満足させております。県の条例改正ではこの対象年齢枠が 1 力年延長され 6 歳までとなるものの、一月当たり通院で 2, 0 0 0 円、入院で 7, 0 0 0 円の上限を設けて一部自己負担するということとなります。由布市のような乳幼児医療費の助成を行っていない自治体では、県条例は歓迎されるものと考えられます。

しかし、由布市においては現行条例との比較で「乳幼児医療費の負担増」とともに「子育て世帯の不安感の増幅」、ひいては「福祉制度の後退」を結果することになりかねません。こうした事態は避けなければなりません。

少子化の波に襲われている多くの自治体の中で「由布市に住んでよかった。子育て支援の充実したまちだ」という制度の確立は本当の意味で「キラリと光る」由布市の市政確立にもつながることになります。

また、このような独自の方針を広く広げる先駆者となり、真の意味の「少子化対策を実践・結実させる」ためにも上の 2、3 の完全無料化や国・県への働きかけも重要であるという認識を本委員会でも共有いたしました。よって、本請願を採択といたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会におかれましての請願・陳情の審査の結果の報告をいたします。

本委員会に付託の請願 2 件、陳情 2 件（継続審査 1 件を含む）を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 136 条第 1 項の規定により報告をいたします。

審査状況ですが、日程は 18 年 9 月 20 日と 21 日の 2 日間、審議者は全委員でございます。現地調査、市道東行田代線改良工事の早期再開について、2 が、老朽化に伴う街路灯及び歩道の補修について、委員会は第 3 委員会室におきまして、担当課は建設課でございます。

受理番号 15、受理年月日が 18 年 8 月 21 日、件名、由布市立湯布院中学校に隣接する道路（約 200 m）の市道認定並びに改良工事のお願い。委員会の意見といたしまして、この請願においては、さきの 6 月定例会にて審議したものであり、請願の趣旨が当委員会の審議にはそぐわないとの結論にて継続審議中でありましたが、新たに請願が提出されたものであります。

請願の趣旨が前回と同様（改良工事のお願い）であり、審議するに当たり困難を極めましたが、通学路として、また、住民地域内の生活道路として極めて重要な道路であることは十分理解できます。優先順位として、まず市道認定を行うことが先決でありますので、改良工事については現段階では省くよう全委員から意見が出され、今回は市道認定のみの一部採択といたします。審査の結果、一部採択でございます。

請願、受理番号 19、受理年月日、平成 18 年 8 月 30 日、件名市道東行田代線改良工事の早期再開について。委員会の意見でございますが、地元自治委員並びに地元関係者より詳細な説明を受けました。この道路は石城西部小学校への通学路として使用されており、道幅が大変狭く、危険な状況下にあります。改良工事に伴う用地等についても同意を得ており、現在、休止状態にある改良工事の早期着工が認められます。慎重審議の結果、採択といたします。審査の結果は採択でございます。

受理番号 6、受理年月日が平成 18 年 3 月 7 日、件名が、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会（仮称）を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情（継続審査）でございます。

入札改革については国や県でも改革の動きがあり、これまでの価格のみによる入札ではなく、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、地方公共団体にとって最も有利な者を落札者とする総合評価方式が実施、もしくは試行されている状況にあります。

この方式で入札を行おうとする場合、2 名以上の学識経験者を有する者で構成された審査会を設置し、その会で意見を聞かなければならないとなっていることから、陳情の中身で触れている

入札改革に詳しい有識者を主とする委員会を設置することの趣旨に合致していると思われま

す。ただし、県内では県がようやく本年 8 月から総合評価方式を試行し始めた段階であり、市町村では総合評価方式を導入した団体はなく、導入未検討が圧倒的なことから、総合評価方式を導入するに当たっては、今しばらく時間を要することが考えられる。

このことから本市としては、部分的ではあるが内部からの入札改革を実施中であること。また、総合評価方式の導入については、他市町村の動向を見きわめる必要があること等から、陳情内容に沿った入札・契約の改善に向けては早期の取り組みが必要であることは理解できますが、現状から判断し、今しばらく経過観察が必要であるとの意見に達しました。当委員会で十二分な審議を重ねた結果、全会一致にて不採択といたします。審査の結果は不採択でございます。

恐れ入りますが、挿入方をお願いいたします。委員会の意見として下から 3 行目の「位置道路」となっておりますので、そこに「する」を挿入して訂正をお願いいたします。

陳情、受理番号 8、受理年月日、平成 18 年 8 月 30 日、件名、老朽化に伴う街路灯及び歩道の補修について。地元駅前中央商店街理事長、篠原正光氏ほか 2 名建設課長立ち会いのもと詳細な説明を受けました。この通りは湯布院の玄関口とも言えるべきところに位置する道路であり、平成 2 年に「駅前通り街路高質整備事業」を着手して以来、商店街の活性化を図るために施工されたものでありますが、現地視察する中で、10 数年の経過とともに老朽化が進み、また、街路灯の根元部分が冬期による塩カリ散布による腐食等や犬の散歩時の尿による腐食等が原因で、くちく倒壊の恐れが生じるため、歩行者、消費者等の安全性が損なわれる事態が予想されることがよく理解できます。

慎重審議の結果、今回は駅から直進する道路のみの陳情ではありますが、右側に位置する道路（同じく中央通り）も街路灯等が 45 年を経過しており、住民の安全をかんがみると改修の必要性が認められますので、あわせて改修を行うよう提言し、採択といたします。審査の結果は採択でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の審査の結果について御報告します。

本委員会に付託された請願 2 件は、審査の結果、次のように決定したので、会議規則第 136 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

受理番号 17、件名、庄内町高岡佐平治地区大堤改修について。委員会としては、受益面積 15 町歩、受益戸数 22 戸のため池で、過去台風や集中豪雨で 2 度ほど崩壊し、その都度災害復旧工事で改修をしている。現在、満水になれば底樋の上部の土手から漏水し、一部土手の陥没も見られる。このまま放置すれば堤体が決壊し、大惨事を再び繰り返す恐れもある。外見では漏水

箇所がわからないので専門家による調査を実施し、早急な漏水防止工事が求められる。審査の結果、当委員会はこの請願を採択することに決定いたしました。

受理番号18番、件名、災害復旧工事に伴う応分の助成措置について。仲ノ瀬井路土地改良区から出ているものですが、仲ノ瀬井路は、湯布院町湯平畑の仲ノ瀬地区の取水口から庄内町の上々淵、上淵の90町歩の水田に水を供給している。山の中腹を走っているため途中幾つかの谷と交差しています。大雨のときには水路にその沢の土砂が堆積したり、水の逆流で思わぬ被害をもたらしている。

今回、水路を管理する仲ノ瀬土地改良区が上々淵の小袋谷の土砂流入を防ぐための水門と、上淵東谷の沢水による井路逆流を防止するための水門、その手前に荒手を設置することにしました。土地改良区といっても地域の皆さんの並々ならぬ御努力で水路が維持されている。維持管理に行政からの専門的な英知を傾注することはもちろん、経済的にも一定の基準で助成措置をすることは当然と思われるので、審査の結果、当委員会はこの請願を採択することに決定いたしました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、請願受理番号14、あなみ保育園移転改築に関する請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号14を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号14、あなみ保育園移転改築に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号15、由布市立湯布院中学校に隣接する道路（約200m）の市道認定並びに改良工事のお願いを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。委員長にお尋ねをしたいんですけども、一部ということは、ただ市道認定ということの結論が出ておりますけれども、この内容を見ますと、かなり通行量が多いということなんですが、過去、この由布市になる前の湯布院町時代になぜ町道として認定がなかったのか、何か理由があるのか、そこ辺がわかれば教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 今の議員の質問が2つあるかと思いますが、どちらを

お答えすればよろしいですか。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） まず、大事な道路と思います。通学路ですから。これが湯布院町時代になぜ町道としての認定がなかったのか。ちょっとそこら辺が不思議に思いますので、そこをまずお答えいただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 先般も申し上げましたように、これは継続審議でございました。ただ、議員も御存じのとおり、当時、旧湯布院町議会のときに請願が出されまして、審議中に、合併前に町道認定は、挾間町さんはたくさんされましたけれども、湯布院町においては一応取り下げをさせていただこうということで、取り下げをさせていただいた経緯がございます。

それと、なぜ大事な道路を舗装しないかということですが、これは現在農道ですので、当委員会においては、先般も申し上げましたように、観光経済になろうかと思えます。一部採択ということは、町道認定に対しては我々の建設水道委員会、市道になって初めて改修工事のお願いをというふうに認識をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 農道の場合は観光経済の方でしょうけども、この一部採択じゃなくて、これを採択して、まず段階的に市道に格上げをして、次も舗装もという形で採択した方がよかったのではないかなと思ったもんですから、そこ辺をお聞きしたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 委員会の意見として、何回も申し上げますけども、市道を認定するのが順位的に先だろうということで、市道になって、またそれはどうなるかわかりませんが、舗装のお願いというふうな当委員会の意見でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号15を採決します。この請願に対する委員長報告は一部採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号15、由布市立湯布院中学校に隣接する道路（約200m）の市道認定並びに改良工事のお願いについては、委員長報告のとおり一部採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号16、由布市における就学前までの医療費完全無料化を求める請願を議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号16を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立、多数であります。よって、請願受理番号16、由布市における就学前までの医療費完全無料化を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号17、庄内町高岡佐平治地区大堤改修についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号17を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号17、庄内町高岡佐平治地区大堤改修については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号18、災害復旧工事に伴う応分の助成措置についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号18を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号18、災害復旧工事に伴う応分の助成措置については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号19、市道東行田代線改良工事の早期再開についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号19を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号19、市道東行田代線改良工事の早期再開については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号20、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号20を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号20、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号8、老朽化に伴う街路灯及び歩道の補修についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより陳情受理番号8を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立、多数であります。よって、陳情受理番号8、老朽化に伴う街路灯及び歩道の補修については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、平成18年第2回市議会定例会において継続審査となっております陳情受理番号6、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。議員（8番 西郡 均君） 委員会の意見は当然のことであるということを述べています。に

もかわらず全会一致で不採択としたというそこ辺がよくわからんですけども、時間的なものを置けば、それは採択をされて当然だというふうに思うんですけども、そこ辺をどういうふうに理解していいかわからんですけども、委員長に再度その辺がわかるように教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

これは、本会議の中で2回ほど継続をしてみいました。このたびの3回目の審議に当たりまして、先ほど言いましたように慎重な審議をたび重ねてまいりました。先ほど私が申しましたように、内容の趣旨は十分理解できると、ただ、こうした総合評価方式を導入した団体は未だなく、導入するに当たってはまだしばらく時間を要したいということで、2回の継続を得て、このたびが3回目でございますので、慎重審議の結果、要するに不採択ということで、全会一致で不採択をしたわけでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） お聞きすれば、総合評価方式に対する見解そのものがまだ出てないからという理由ということで受け取っていいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） そのとおりでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の質問にも関連するんですが、私もこの委員会報告を聞いてみますと、方向性としては入札改革を求めていくことは必要であると、ただ、時期的に今2回も継続して、今の段階でこのまま採択ができないということで不採択にしているというようですが、委員会の方向として、基本的にはこの総合評価方式の導入を検討する入札改革をしていく必要はあると、ただ、時期的なものが今ではないという方向で判断されたのか、その入札改革、総合評価方式そのものがもう検討しなくていいという判断なのか、どちらの判断なのか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 総合評価方式は、これは将来は必要なことだろうというふうに考えております。ただ、先ほども何回も申し上げますけれども、これを導入した団体はないということで、今しばらくほかの団体の行動を見極めながら、これを安易に当市だけでやるとどうかなというようなことで、これは当委員会にとっては必要ではないという見解ではございません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号6採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立1名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号6、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情については、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書についてから日程第25、議案第139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの23件を一括議題とします。

付託いたしました諸議案について、各常任委員長からそれぞれの議案審議にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 報告をいたします。

総務常任委員会に付託の6議案について審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

事件の番号、議案第125号、件名、由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、由布市における総合的な交通安全対策を推進するため、協議会の位置づけと任務を明確化するため条例の一部を改正するものです。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について、審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、由布市湯平ふれあいホールの管理については、これまでの経緯や効率的な運営が期待できることから、湯平区長古長英昭氏に指定管理者を指定するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第129号由布市非核・平和都市宣言の制定について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、非核・平和都市宣言については、旧各町において制

定されていたものであり、本来であれば合併と同時に由布市において新たに制定することが望ましかったと思われませんが、今般、中学生が平和授業を行う中で、平和都市宣言の実施を行政に訴えたことなども考慮し、非核・平和都市宣言について制定するものであり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号大分県消防補償等組合格約の一部変更について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、消防組織法の一部改正に伴い、当組合格約の一部に変更が生じたため変更するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、本補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,884万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ152億1,970万5,000円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算のうち歳入予算の主なものとして、10款地方特例交付金、税源移譲に伴い2,700万2,000円の減額、11款地方交付税、確定額に基づく4億6,188万4,000円の追加、10款繰入金2億3,717万3,000円を減額し、財政調整基金の繰入戻しを行っております。

次に、歳出予算の主なものとしては、2款総務費企画費でJR小野屋駅周辺公衆トイレ設置事業1,200万円、ふるさと財団支援による地域総合整備資金貸付金1億4,500万円、2項徴税費賦課費で登記通知システム用開発費として300万円が主なものとなっております。全一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。経過及び理由、塚原地区の整備計画のうち、農道無田4号線の計画に変更の必要が生じたため、総合整備計画を変更するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会に付託されました件の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会に付託されました承認1件、議案5件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査の状況は、9月19、20、21の3日間、湯布院庁舎にて、出席者は委員会全員、担当部課長、職員となっております。

まず、承認第13号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正

予算（第2号）」についてです。審査の結果、承認すべきものと決定しました。経過及び理由は、介護保険事務に係る包括支援システムの電算プログラムを合併交付金を充当して導入するため専決処分したものであり承認しました。

次いで、議案第123号由布市国民健康保険条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきと決定しました。経過及び理由は、国民健康保険被保険者の出産育児一時金を30万円から35万円に増額するものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次いで、議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由は、歳入については地方交付税4億6,188万4,000円の増額が確定した補正となっています。本委員会にかかる歳出では、障害者自立支援に伴う組み替え補正、資源ごみ処理及び収集車両の購入、由布院小学校雨漏りの屋上防水工事等が主な歳出です。

本委員会の審議において以下のとおり意見が出ております。

1つは、資源ごみリサイクルの複雑化に対し、市民への周知を細やかにして分別方法の広報を徹底して行うこと。

2つ、障害者自立支援に伴い、障害者を含む多くの市民の痛みを生じさせる事態に対する行政的確な対応。一例を挙げれば、小松寮の現状聞き取りの中で、ナシの盗難に加えて誕生会の食費を削ってまで自立支援による予算の削減に対応をしなければならない事態など、極めて残念な事態が出来しております。その対応には十分な措置を考えねばならないと感じております。的確な対応を望みます。

3つ目、後藤檜根顕彰事業に見られるような社会教育地域活動支援事業の掘り起こしや、この事業が単発となってしまうようなことのないような継続性を持つことを望みますとの要求が委員から出されております。市民の目線に立った行政の対応を望みます。

次いで、議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業による共同事業拠出金が主な補正となっています。審議の結果、原案可決すべきものと決定しました。

次いで、議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由は、主として介護認定調査の不足金調整の補正です。審議の結果、原案可決すべきものと決定しました。

次いで、議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由は、売店の売上げが好調のため物品不足が生じ、販売資材を購入するものです。審議の結果、原案可決すべきものと決

定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託された承認1件、議案5件の結果を申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案6件、報告1件、認定1件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程は平成18年9月19日、20日、21日の3日間、審議者は全委員でございます。現地調査、平成18年9月20日午前9時から、1に議案第130号市道路線の認定について（中ノ尾線）、議案第131号市道路線の認定について（宮園花園線）、議案第132号市道路線の認定について（庄内直入線）、議案第138号、挟間浄水場汚泥処理状況について、以上4件について現地調査を行い、確認をいたしました。委員会は第3委員会室で、担当課は建設課、水道課、契約管理課の3課でございます。

審査結果を申し上げます。

報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について、審査の結果は承認すべきものと決定いたしました。

合併前の挟間町水道事業で宮田浄水場と取水場の電気計装の老朽化による更新を平成15年度より平成17年度の3カ年継続事業として全体事業費5億5,000万円として計画し、実績事業費4億5,122万1,435円で、工事は平成17年7月29日に完成しており、予算上における企業債借り入れも平成18年3月に借り入れを終え、事業はすべて終了いたしました。

また、平成15年度、平成16年度事業については、繰越計算書を挟間町議会で報告をいたしている旨の報告を受け、慎重審議の結果、承認といたしました。

認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、審査の結果は認定すべきものと決定いたしました。

平成17年度水道事業損益計算書の収益的収入及び支出は、水道事業収益2億7,594万735円で、平成17年度旧町決算の後期分、各10月1日から3月31日までと比較すると、主として給水利益で合併に伴い基本水量8立米から10立米への基本料金の改正や、大口使用者が井戸掘削を行い、自己水源を確保したことにより、金額で1,977万5,000円程度、率として8%の減収であります。

水道事業費用は2億5,412万7,913円であり、主なものとして浄水場沈殿池の汚泥処理費用及び合併に伴う電算システム移行料等による委託料の支出が増となっております。収益から費用を差し引いた額2,181万2,822円の純利益が生じており、前年度繰越利益剰余金6,267万4,305円を加えた8,448万7,127円が当年度未処分利益剰余金であります。

当年度未処分利益剰余金については、地方公営企業法第32条第1項に基づき減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,100万円として積み立て、6,348万7,127円を翌年度繰越利益剰余金にするものであります。

資本的収入及び支出については、収入では合併前事業の企業債収入等により総収入額9,681万円となり、支出では水道管網図管理システム作成業務委託料と企業債償還金が主なものであり、総支出額8,750万7,641円であります。審議の結果、認定といたしています。

議案第122号由布市市営住宅条例の一部改正について、審査の結果は原案可決すべきものと決定です。経過、理由でございますが、この案件は旧庄内町時既に廃止され、本年3月に住宅も解体されており、条例を廃止するものであります。審議の結果、原案可決といたします。

議案第130号市道路線の認定について（中ノ尾線）、審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由でございますが、この道路は総延長468メートル、幅員3メートルの道路であり、地域住民はもとより、他の一般車両の通行量も多く、地域と密着した生活道路であることが見受けられます。審議の結果、原案可決といたします。

議案第131号市道路線の認定について（宮園花園線）、審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由ですが、この道路は総延長340メートル、この議案については第2回定例会において採択されたものであります。民地との不明確な箇所がないかとの意見が出され、慎重を期すため再度現地確認を行い、認定基準に達するものと判断し、異議なく原案可決といたしました。

議案第132号市道路線の認定について（庄内直入線）、審査の結果でございますが、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由ですが、この道路は市道大龍成合線の部分（重複区間L=1,121メートル）を除く総延長4,562メートルの道路で、独立行政法人緑資源機構より譲与を受けた農業用道路を市道に認定するものであります。

現地にて担当課より詳細な説明を受け確認を行う中、雑草等が生い茂り、道路部分にはみ出し、交通の妨げになっており、維持管理ができていないのが見受けられます。事故防止をするためにも維持管理等々を行うよう意見を付して原案可決といたします。

議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果は原案を可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由でございますが、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5億5,884万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億1,970万5,000円と定めるものです。

当委員会に関する案件について各担当課より詳細な説明を受けました。歳出の主なものとして、8款土木費2項道路橋梁費11節需用費の修繕料370万円は、小額な道路補修に伴うものであ

り、15節工事請負費3,550万円については、旧3町に各1,000万円の割り振りで、5,500万円については挟間地域の市道向原別府線改良工事に伴う代替用地の工事であり、15節工事請負費、減額の1,425万6,000円については、国・県補助及び辺地債等にて事業実施する市道改良7路線の事業費が決定したため、事業費調整を行った減額であります。

8款土木費3項河川費15節工事請負費4,250万円については、一昨年の湯布院岳本地区災害関連に伴うものを特防交付金にて行うもので、岳本水路を総延長126メートルをボックスカルバート工法による工事を行うものであります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費15節工事請負費、減額の4,000万円については、昨年の14号台風により被災した湯平、平原橋の復旧工事が市の事業主体となっていたものが、今回、県の事業主体となることが決定したために工事請負費を減額し、県への負担金として予算組み替えを行うものです。

当委員会として道路維持費各旧町1,000万円の計上は、予算的に維持補修等が極めて困難であるとの見解であります。今後の予算措置については、各町3,000万円程度の予算の計上が必要と思われます。上記の意見を付して原案可決といたします。

議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の結果は原案可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由、収益的収入・支出予算の総額をそれぞれ1,836万6,000円を増額し、収益的収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ5億4,656万8,000円にするものであります。

収益的収入については、合併後1年を経過しようとしています。水道料金、一般加入負担金が合併後の実績により当初予算額に対して増と見込めるため、水道料金1,440万円と一般加入負担金388万5,000円を増額するものが主なものであり、また、収益的支出については、挟間町浄水場で発生する污泥処理委託料2,819万7,000円、平成15年度より平成17年度の3カ年継続事業が終了したことにより生じた有形固定資産減価償却額2,270万4,000円の増額が主なものであり、これらの財源を確保するための予算組み替え並びに減額補正であります。

資本的支出については、当初予算で建設改良費の請負工事費4,930万円を計上していますが、その工事に携わる人件費、職員2名分の6カ月分994万7,000円の増額と、公用車購入に伴う入札減を17万円減額するものであります。慎重審議の結果、下記の意見を付して原案可決といたします。

当委員会の意見として、污泥処理現場の現地調査を行う中で、挟間浄水場で河川環境及び河川水質保全のために、薬品沈殿池で発生する污泥を現在1月平均340立米の污泥抜き取り(最終

的には、この汚泥は山口県の徳山セメントへ搬出されている)に要する経費が約500万円、立米当たり1万4,700円を投じています。

今回、補正にて処理費を計上しておりますが、当初予算段階では見込み数量の把握が困難であったとの説明を受けましたが、このままでは水道事業に多大な影響を及ぼすことは必至であり、経費削減のため、現在、県との協議を重ね、約3分の1(200万円)に減ずる試験的な方法を講じておりますが、今後の計画については、排水処理施設が概算で約5億円と高額なため、いま一度源水確保や処理施設方法、用地の確保等十分な協議を行い、計画を固めるよう提言をいたしておきます。

以上で、建設水道常任委員会の報告を終わります。

議長(後藤 憲次君) 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長(西郡 均君) 観光経済常任委員会の審査の経過と結果について報告をいたします。

本委員会は、9月19日と9月20日の両日、付託された事件の審査を委員全員で行いました。19日は挟間庁舎4階の第1委員会室に関係部課長の出席を求め議案の審査を行いました。また、午後3時からの現地調査には、庄内振興局の職員にも同行していただきました。9月20日の日は、午前中、湯布院の現地確認、午後、交通安全大会の終了後、再び庄内公民館の会議室で続けて議案の審査を行いました。

それでは、それぞれの事件について報告をいたします。

報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出については、審査の結果、原案を承認すべきものと決定いたしました。経過及び理由については、財団法人陣屋の村の経営に責任を持つべき理事が無報酬かつ費用弁償もなく参画していた。それでも責任がないとは言えないが、解散してしまった今となってはどうすることもできない。消極的だが承認することに決定した。

報告第8号財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出について、審査の結果、原案を承認すべきものと決定いたしました。

経過及び理由について、市からの出捐金、旧挟間町からの出資金ですが、2,000万円のほとんどが欠損金処理に使われ回収することができない。陣屋の村振興協会と称して運営していたときと変わらず、維持管理費用の一部と損失補てんを一般会計から補助し続けてきました。財団法人にして民間の英知を結集し、独立採算にすると行って推移しましたけれども、だれも責任をとることなく解散することになってしまいました。

市民からきびしい批判を受けることを覚悟しなければなりません。抜本的な改善策を示し得なかった議会としては、不本意ながら承認せざるを得ないという結果であります。

承認第13号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第2号)」です。審査の結果、原案を承認すべきものと決定いたしました。経過及び理由、今回の補正予算第2号の専決処分の補正額3,068万5,000円のうち2,081万5,000円が当委員会にかかわる補正であります。6月議会で既に基金条例を可決したものであるから、当委員会としては専決処分で予算措置したことに対して承認すべきと決定いたしました。

承認第14号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第3号)」、審査の結果、原案を承認すべきものと決定いたしました。

経過及び理由については、今回の補正予算第3号の専決処分の補正額1,056万円全額が当委員会にかかわる補正であります。これは7月の集中豪雨の被害66カ所の査定測量の予算である。その財源には7月に公表された普通地方交付税の増額見込みを充当している。当委員会としては、専決処分で予算措置したことに対して承認すべきと決定しました。

議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、審査の結果は原案を継続審査すべきものと決定いたしました。

経過及び理由についてですが、土地改良事業に要する経費の一部を受益者から賦課徴収するにしても、従来の15%を一挙に30%に引き上げるためには、関係住民の理解と納得のできる根拠が示されなければなりません。しかし、国や県、それに由布市の財政が厳しいからといってそのまま負担を住民に転嫁することは乱暴過ぎる。もっと慎重に住民合意を形成できる手順を踏むべきと考え、当委員会は今回の決定を見送り、根拠資料をもとに関係住民の意見をよく聞く時間を持つべく原案を継続審査とすべきことに決定いたしました。

議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

経過及びその理由ですが、当委員会は、指定管理者の南九州スピードが熱意はあるものの、由布市陣屋の村自然活用施設と類似した施設の運営に関与したことはないこと、また、これからの事業展開に対する明確な展望も示せないことなどに疑念と不安は払拭できなかった。

しかし、指定管理者公募に対して南九州スピードの1社しか応募がなく、施設の有効活用の方途も別に検討されていないことから、由布市指定管理者選定委員会の判断も尊重して、消極的ではあるが賛成多数で可決することに決定しました。疑念と不安ゆえに反対する委員も少数いました。

議案第134号平成18年度由布市一般会計補正予算(第4号)について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由についてですが、この補正予算第4号の補正額5億5,884万3,000円のうち農林水産業費4,735万1,000円、商工費715万円、農林水産業施設災害復旧費

9,386万4,000円が当委員会にかかわる補正である。当委員会としては原案を可決すべきものと決定したものの、3目農業振興費23節償還金利子及び割引料の中山間地域直接支払いにかかわる還付金834万6,000円に関しては、その財源のほとんどが関係農家の返還金にしていることと、5目農地費15節の塚原無田4号線の工事請負費としている、工事請負費1,500万円ですか、については予算執行を凍結するように求めます。

この還付金と工事請負費についてですが、凍結解除の条件は、還付金のうち農振地域突合ミスの責任は市側にあるとした部分の金額をやはりきちっと明示すること。また、塚原無田4号線については、筆界未定地と遠隔地の土地所有者の同意、共有地内の分筆などを明確にし、生活道路として使用している現状をかながみて、行政が最低限確保しておくべき条件は整えること。

また、4号線の鍵の手、柄の部分じゃなくて鍵の方です。は市道に接しているんですが、その路線を整備する方こそ緊急度が高いと思われまます。それらのことを十分調査した上で、当委員会と議会が納得できれば工事の施工は認められると考えます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時20分です。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時20分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

これより各議案の審議に入ります。

まず、日程第3、報告第6号平成17年度由布市水道事業会計継続費精算報告書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、報告第7号平成17年度財団法人陣屋の村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第7号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、報告第8号財団法人陣屋の村の解散を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番。先ほどの委員長の報告の中に「不本意ながら承認せざるを得ない」と結論づけているんですけども、その主な原因を「改善策を示し得なかった議会」としてありますが、この議会というのは、私としては旧挾間町議会と思うんですが、それでいいのかどうか、その辺を確認したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） たった今、17年度の収支報告を認めた本市議会にも責任があるという部分も含めてであります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 非常に厳しい委員会の意見が出ております。これはまさにおっしゃるとおりだと思いますが、そういう議会の責任もあり、それから、「市民から厳しい批判を受ける」ということで、「不本意ながら承認せざるを得ない」と言われるんですが、不本意であれば承認する必要はないと思うんですが、報告案件というのは、特に委員会及び議会の承認があるなし必要ではないと思うので、本当に委員会として不本意であればなぜ承認をされるのか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 担保として請求権を市側として行使するという約束を取りつけられましたので、理事者に。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告

のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第6、認定第18号平成17年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第18号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、認定第18号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、承認第13号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第13号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第14号専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第14号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第14号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第9、議案第122号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第122号の採決を行いますが、本案の市営住宅は、由布市議会の決議に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とするいわゆる特別多数議決の案件であります。この場合、議長にも表決権がありますので、念のため申し添えます。

ただいまの出席議員数は26人、その3分の2は18人です。

それでは、議案第122号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員26名中起立26名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数で3分の2以上であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第123号由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第123号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第125号由布市交通安全の保持に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第125号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第126号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第13、議案第127号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第127号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第128号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので許可します。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。委員長に質問いたします。3点ほどですが。

まず第1点が、選定委員会がこの指定管理者に応募した1社のみ申請ということに対して、評価の基準が総体評価という形での評価をしているわけなんですけれども、絶対評価を求めなければいけないのではないかと思うんですが、その点の確認をなされたかどうか。

そして2点目です。陣屋の村そもそもの設置目的と今回の、1社のみですが、申請者の事業計画に整合性を私自身は認めがたいと思うのですが、その点確認をなされたかどうか。

3点目に、申請者はいまだホテルや旅館の経営は行っていないということですが、経験がないということなんですけど、それについて指定管理に移った後の営業についての不安解消はどのようにしているのかの確認をどうなされたか。

以上3点お伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） まず1点目の選定委員会に確認したかどうかについては、確認はしてありません。おっしゃられたように1社しかないということで、総体的に評価せざるを得なかったんだろうというふうに思います。

2点目の陣屋の村の設置目的と申請者の事業計画についての整合性については、直接その担当しておられる、あの人は名前は何ていうかの。仲野さんていうかな。仲野さんていう方が農政課

の課長、あるいは課長補佐と十分相談して、その整合性をとるように御努力をしているということのみずから言明しておりました。

3点目のホテルの旅館の経営については、別府市の中央公民館の前のタワーホテルですか、あそこで既にビジネスを初めて、多分会社もそこじゃないかとは思うんですけども、そういう経験だけで、ほかには全く、そういう実績はほとんどないというのが、私の報告でも述べましたけども、そういう状況なので、疑念と不安はあります。当委員の中にもそれを主張する人もおりました。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 1点目と2点目についてはそのような形でせざるを得ないのかなという感じですが、まず、3点目に私がお尋ねした「ホテル、旅館の経営はまだ行っていない」ということが申請書の中にも書かれております。

そして、応募要項の中に応募資格という7番目に、陣屋の村指定管理者募集要項の5ページになりますが、応募資格、7番目、5ページの7番目、応募資格等について制限が加えられておるんですが、この最後のところに力というところですが、6ページに移りますけれども、「旅館業法第3条1項の許可を受けている者」は応募資格があるということなんですが、この申請書が出た段階で、応募した段階でこの南九州スピードという会社はこの条件を満たしていたのでしょうか。旅館等の営業法を許可されていたのかどうか。その確認はなされたのかどうかをちょっとお願いします。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 許可証等の確認はしていないんですけども、先ほど言いました中央公民館の前のホテル、テナントですか、ビルですか、それを経営しているというんで、そこ辺はやっていません。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 3回目になりますので、ちょっと農政課もこの点、今、委員長が確認してないということですけども、農政課にこの旅館業法第3条1項、許可を得てから申請したのか。得ていて、もちろん免許を持っていて、資格を持っていて応募していればいいんですが、資格がない場合には応募自体が不可能ですので、受け付けてはいけないと思うんですが、その辺のちょっと確認を、もし農政課でできればお願いしたいということです。

そして、2番目にちょっと戻りますけども、設置目的が「由布市の豊かな自然を生かして農業構造を再編し、生産性の高い農業の確立と活力ある地域づくりを目指しながら自然教室として学童及び住民に農業に親しむ機会を与えるとともに都市と交流を促進するため、自然活用施設を設置する」と、農政課との相談を得ながら、この線に沿っていこうとしているのではありましょ

が、何せ前回の質疑でも申し上げましたように、かなり自主的な取り組み、自主計画の中では、この部分の大部分である自然とか農業とか、自然活用というところに触れられていなかった点が心配になりますけれども、その辺のこともあわせて答えていただけるならば農政課にお願いしたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 議長に休憩を求めます。

議長（後藤 憲次君） 休憩します。

午前11時36分休憩

.....  
午前11時37分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 先ほど言いましたように、その事実関係は確認しておりません。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 ほかに質疑はありませんか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと関連しますが、1社だけの申請であることについてですが、委員会の方では、そもそもこの指定管理者制度をこの陣屋の村に導入するということについて、基本的に公募でやっているわけです。公募でやることの意味は、より総合的な評価をして、よりふさわしい業者を選ぶために公募したわけですが、結果として1社しかなかった場合は、むしろ公募による指定を外して、市長が独自で公募によらない指定をするということもあわせて考えるべきではなかったかと思うんですが。

委員会としては、結果的に1社しか応募がなかったことについて、むしろ公募をやめて市長が独自にだれか団体を指定するということを検討すべきだというような話は出なかったんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 出ませんでした。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） この陣屋の村に指定管理者を導入する意味を委員会としてはどういうふうに判断されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 指定管理者をいわゆる民間にゆだねたいという意見は、一貫して皆さんから出ていました。それ以外のことについていろいろ検討したかということが重

要なんですけども、それはやっていません。この指定管理者についてどういうふうに判断するかというのみしか行っていません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。

休憩中のことになりますが、確認をして、応募の資格についてですが、先ほど申し上げました募集要項です。この募集要項で旅館業法第3条1項の許可を受けている者が資格とされています。応募しようとする者は法人その他の団体であって、法人とまたはその代表者が次のいずれにも該当しないものがアからエですけども、オとカ、すなわち今私が申し上げました旅館業法第3条1項の許可を受けた者でなければ応募できないわけです。

それを受け付け、そして、明らかにせぬままにいつの間にかこういうふうに最後の結論を得ようと、指定管理を認めさせていこうとするそのプロセスにかかわる態度がどうも不明瞭であり、かつ独断的な動きを指摘せざるを得ません。

したがって、この公募自体スタートの時点から、これは応募がなかったような形での、却下しなければいけないにもかかわらず受け入れてしまったということは、応募した業者に対して受け付けられない旨を今から答え、もう一度指定管理の申請を、免許を取った後からせざるを得ないと考えます。よって、この議案に対しては認められないと、反対討論としてこのことを申しおきます。

議長（後藤 憲次君） 次に、この議案に賛成の討論はありませんか。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴厚才です。この陣屋の村の自然活用施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

この指定管理者を選定するに当たっては、指定管理者選定委員会にすべて審査をゆだねております。そういう中で審査の方法として出されたこの書類によりますと、資格要件等の書類などを行った結果、申請者からの事業計画、説明及び面接審査を行い、採点により平均8割以上の評価を得たので、候補として南九州スピード有限会社を指定をしたいというような報告書がここに上がっております。そういうことで、私は、指定管理者においては、そういう審査会のそういう意見を私は、ゆだねた以上は尊重したいというのがまず1点目です。

それから2点目は、農業、この資料を、農政の資料の中に、その南九州スピード有限会社の経営実態といえますか、そういうものが記載されておりました。それには申請に伴う事業計画書及び収支計画書、それから事業年度の収支損益計算書、それから、事業年度の貸借対照表などを閲

覧したときに、これは会社としては、私は健全な会社であると、そのように判断をいたしております。

それから、3点目は、この協定に、仮に指定管理者に指定して違反した場合は、市長の権限でそれを取り消すこともできるという文言も入っております、私はそういうことからして別に問題はない、指定管理者にしても問題はない、このように思っております。

特に、前回、本来ならば、庄内の、私は前回質疑をしたと思うんですけど、庄内のみことピア、それから口ノ原の公園、それから陣屋の村、これ指定管理者を早く本当はするところだったんです。一応提案がありまして。ところが公募したけども、その時点では公募はあったけども協議が整わなかったということで、一応それがちょっと据え置きになって、今回陣屋の村のことが指定管理者としてこういうように提案されたという経緯もありまして、今後またこれを取り消してまた新たに公募するとか、また新たにあれをこっちから指定するとかいうのはちょっと私は難しいんじゃないかならうかと。

やはりこの指定管理者というのは、要は行政の負担少なく、要するに民間のノウハウを活用しながら行政の今までやってきたことを移行して、そして経費節減につなげていくというのが本来の私は指定管理者の意味合いだというように私は認識をいたしております。

そういう観点から、私はいろんな問題は、先ほどの委員長報告で多々ある、そのように認識はいたしておりますけれども、やっぱりここは、南九州スピード有限会社に指定管理者として指定をすべきだと、私はそういう立場で、賛成の立場で報告をいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） この議案の指定に反対の立場から討論をいたします。

業者がどうのこうのというよりも、私は今のこの状況で公募による指定管理者の指定にそぐわないというふうに思って反対をいたします。指定管理者制度そのものの導入について、今賛成者の討論ありましたけれども、私は最近指定管理者制度の導入が非常に乱発されていて、趣旨にそぐわない導入がされているのではないかなと危惧をいたします。

指定管理者制度というのは、そもそもは財政改革のためだけの制度ではなくて、本来行政が公にやるべき事業、その中に民間のノウハウを取り入れて広く公開した形で事業を遂行していこうということが第一の目的であります。それを財政難の折から市がやるとお金がかかるから、どこでもいいから請け負ってくれるところに任せれば財政改革になるというだけの理由で走ってしまう指定には大変危険性が伴うと思います。特に今回の場合、本当にこの陣屋の村の事業目的に合った民間のノウハウが導入できるかということ、業者の選定内容をよく見ますと、非常にそこに不安を覚えます。

そういう意味では、こういう状況でほかに応募がなかった以上、本当にこの事業の目的に合っ

た指定管理者の指定ができないのであれば、もう一度指定管理者の指定そのものを見直す、場合によっては一時休止をしてでも本来の事業目的に合っているかどうか、それから、この施設そのものをどう考えるのかというところをしておかないと、安易に1社応募があったから、そこに飛びついて何とか管理運営を任せるときに、もしそこで今後何か問題があったとき、単に指定管理者の管理者だけの責任ではなく、それを任せ行政側の責任というのは非常に大きく問われると思います。

あくまでも行政財産として管理を市が一括して責任を持って委託するわけですから、その責任を果たすためにも安易な選定は行うべきではないと思い、この指定管理者の指定には反対いたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 17番。賛成の方から討論させていただきます。

先ほども藤柴議員が申しましたように、3番目の事項の中で、この指定管理をどうしても悪い場合は、市長の文言によりいつでも、期限はなくてもこれを阻止することができますので、いろんな、溝口委員長さんも申されましたように、諸条件に満たない部分の文言が、指定管理を認定した後もその資格を取るといような文言でも入っていればいいんでしょうけど、その辺がなかったということもありましようけども、これはぜひ、1人でもあるんですから、一応そういう人を前提にさせていただいて、今後の動向を見たらどうかと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第128号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立13名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。13時より再開します。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第15、議案第129号由布市非核・平和都市宣言の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。総務委員長にちょっとお伺いしたいと思います。

宣言については私もやぶさかではないんですけども、審議の過程でどのような審議をされたかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、宣言の制定について、どのような必要があって制定されるか、その辺をどういうふうに審議されたのかということについてお伺いしたいと思います。この制定によって、住民に権利の制限や新たな義務が生じるのかどうか、また、どのような効果が確保されるのかについてどのように協議されたかということです。

これの制定に伴う予算措置が同時に上がっているのかどうかということ。中身の、私もちょっと質疑のときに言いましたけど、表現について委員会でどのような審議があったか、その4点についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） まず1点目の、どういう経過をたどったのかということです。これは、委員会の中でもそれぞれ担当の部長、課長を呼んで協議をしてまいりました。この非核・平和宣言の制定については、既に旧3町の時代にあったということで、それで、できるだけ早く、本来合併と同時にこういうことも考えるべきじゃなかったかと、そういう指摘もしました。

一番審議の過程の中で、今回中学3年生が平和事業の一環として、本当に熱い気持ちでこういう平和の尊さと、そういうことを市長に訴えてきたと、そういうことが大きな今回のこの制定の契機になっているんじゃないかとも思っております。

それから次に、効果があるのかと言われても、これは平和宣言都市ですから、何か目に見えるものがあればいいんですけども、特別色もついてないし、そういうことをすることによって、これがいい効果が出てくるんじゃないかと思っております。

それから、予算措置についてですけども、これは予算措置はしておりません。

それから、もう1点は何じゃったですか。4点あったんですけど。

議員（2番 高橋 義孝君） 中身の表現についてどのような審議が。

総務常任委員長（生野 征平君） これは、この文章については総務課で作成しております。で、委員会の方に提案されたんですけども、いろんな、旧3町の宣言文や県内各地の宣言文を参考にしながら、それから中学生からの提案のあった文書と、そういうのを全部協議しながら決めております。委員会としては、特にこの宣言文については問題ないのではなかろうかと、そういう結論に達しております。

より多くの人の意見を聞くべきとは思んですけども、そういうことは今回はなかなか、提案された段階ですのでできておりませんが、特に問題ないと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） ありがとうございます。

じゃ、今回予算措置がないということは、通常予算措置が伴う条例制定のときには、その予算も一緒に措置するというふうに地方自治法で定められていますけども、この制定によって懸垂幕が垂れ下がるとか、そういったことは見込まれていないと理解してよろしいんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） これは、もう予算措置を絶対しないということじゃありません。総務委員会で決議しておりますので、ぜひ予算の方もつけていただきたいと思っております。できるだけ早い機会に、これはこのまま採択してほっておくわけいきませんので、何らかの形で表現をしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） じゃ、今回条例制定をしているけども、予算が伴うんだけれども、予算措置は今回はされていないということなんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 全くそのとおりです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） 文書そのものもさして批判するところ当たらないんですけども、用語の使い方ですとちょっとわからんのですけども、「広島・長崎において世界唯一の核被爆を体験しました」という一節があるんです。だれもこの中について異論は挟まなかったですか。私自身、被爆ということは、原爆をこうむったということで、各そのものを含んでいる面もあるし、世界唯一といえはたった一つしかないと思うんですけども、長崎・広島両方入っているし、私たちの記憶にある中でもビキニ諸島や、あるいはスリーマイル、チェルノブイリ、被爆は幾つもそういう事件はあるんです。

そういうことに対して委員の中から、些細なことというふうに思うんかもしれんけども、そういう意見が出なかったかどうか。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） それは、核の実験の段階であって、これは、広島・長崎においては、実際には本当に被爆をされております。それ以上のことは、一応委員会では協議、いろいろ問題は出ておりません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） こういうことを言う人はいないんだというふうに思います。下から３行目にも「核兵器の全面撤廃を目指しています」が漢字になっています。いろいろこれ後世

にも残り公にもなるものですから、公にする場合のためにも一応精査して、きちっとしたものに  
して公式に発表してほしいと思います。単なる錯誤でいいと思いますから、よろしく願いま  
す。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長  
報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第130号市道路線の認定について（中ノ尾線）を議題として質疑を  
行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第130号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第131号市道路線の認定について（宮園花園線）を議題として質疑  
を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第131号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第132号市道路線の認定について（庄内直入線）を議題として質疑  
を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当委員会では、うちの観光経済で問題になったんですけども、林

道については分筆登記がされていないということで、市道、市に移管されても非常に大変だという意見が出ました。それで、中部林道については慎重を期そうということを話してたんです。にもかかわらずこの中部林道ではなく、こっちの林道の方が今度市道路線の認定をされるということで、建設水道常任委員会でどういうふうに話し合われたか、そこ辺を尋ねたいんですけども。

基本的には、その上の段を見ていただくとわかるんですが、これは住民の分です。「民地との不明確な箇所はないかとの意見が出され慎重を期すため再度現地確認を行い」云々かんぬんということで、市民に対しては厳格なそういう基準を用いて、相手が、県や、あるいは緑資源機構だったら、その辺をあいまいにしていいいのかという疑問があるんですけども、その辺について委員会ではどういう審議をしてこういう結論に至ったのか、委員長の報告を求めます。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

委員会では、ただ民間であるとか、公のものであるとかいうそういう判断で審議をしたわけではございません。ただ、この農業用道路というのも市道認定に適合しているというような委員会の判断をいたしました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 中部林道の場合は、従来、旧庄内町のときには年ごとに全部移管しておったと、そのまま。そして分筆、所有権等も不確定なままそのまま推移していったということで、由布市になったら絶対そういうことをやらしちゃうらんというのがうちの委員会の結論でした。

しかし、建設委員会は、一般の住民のそういう市道の所有権についてはそういうふうに厳格にいろいろ言うにもかかわらず、県の所有地や、あるいは緑のそういうところから受け取る場合にはそういうことをやらないというのは、ちょっと不徹底じゃないかというふうに私は思うんです。

ましてや後年度に多大な負担を伴うそういうものについては、やはり事前に分筆登記をきちっとしてもらって、そして、できるだけ市に財政負担がかからないような措置を求めてこれを認定しないと重大な問題になると思うんで、委員長の方から、そういうことについてもあと委員会でまた再度御検討を願って、市の方にそういう申し出をする気持ちがあるかどうか、それだけでも確認したいんですけども。

議長（後藤 憲次君） 建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 前後して大変申しわけございませんけど、これは農道ではなくて市道でございます。

議員（8番 西郡 均君） だからなおさらなんよ。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 担当課には十分、市の財政に影響を及ぼさないようにと  
いうことで、ここに私が付記をしております。大変草等がかなり伸びておりますので、その維持  
管理については十分やるようにという警告をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 3 回目になりますけども、私は維持管理のことを言っているんじ  
ゃなくて、財産を市に移管した場合、いわゆる明確なものはないんです。土地として分筆登記す  
る。だから、そういう点をきちっとするようにということ してる。してないて言いよったい  
ね。（発言する者あり）してるち。確認してる。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 今確認しました。

議員（ 8 番 西郡 均君） 今確認した。 取り下げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 3 2 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長  
報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 9、議案第 1 3 3 号大分県消防補償等組合規約の一部変更についてを議題とし  
て質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第 1 3 3 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 0、議案第 1 3 4 号平成 1 8 年度由布市一般会計補正予算（第 4 号）について  
を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。吉村幸治君。

議員（ 1 9 番 吉村 幸治君） 観光経済常任委員長の審査の結果の中の経過及び理由で非常に

ちょっとお尋ねしたいんですけども、関係農家の返還金にしておるといふようなことを書いてありますが、このとおりだと思んですけども、この返還計画等がどのようになっておるのか確認されたのかということです。

それから、こういう表現が前回もあったんですけども、「凍結」という言葉です。この凍結の重みをどのくらい考えておるのかと、委員会が「いいよ」と言ったら、いいよと言うのか、その後ろの方には「議会が納得できれば」といふようなことがあるんですけど、これをどういふふうな気持ちで結論づけたのか確認したいと思いますが。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 計画については、返還金そのものは財源の充当が、農家からの返還金の姿勢はそのまま変わっていません。当局のミスについて、それを金額にどういふふうにあらわすかということについては今後協議会とも話し合っただけで決めるということなので、そういうことが決まってからこれを執行してほしいと。そのことを事前にやっぱり委員会や議会にもきちっと話して、そしてやってほしいという、肝心なことは、相手次第でいろいろ変わってもらっちゃ困ると、関係者も幾つもあるわけですから、そういうことです。

そして、2点目の重みですけども、もちろん、不十分ですべて否決するわけにはいかないということで、この部分については部分的否決なんですけども、そういうことはできませんから、一応、全体は可決して、そしてその部分のみ保留していただくと、重みはやっぱり私はあると思います。それでお願いしたい。

そして、委員会だけにしてなくて、議会と含めたのは、やっぱり議員全員も了解して、そういうことをするという必要だと思います。前回の凍結部分も一応議会全員協議会等も介して、皆さんに御相談しながら委員会でも結論を出した次第です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） ということは、この還付金をまだ払ってはいけなと解釈していいんですか。国に。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） そうです。早急にその財源の話をやってから還付すると、要するに片一方だけが先に払って、払ってしまったから何とかしてくれという問題じゃないと、やっぱり同時に解決して、そして還付せよと、返還せよという意味です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 2点お伺いします。

1点目は、今の凍結の部分についてなんですが、委員長報告を見ると、特に塚原無田4号線に

については、地元所有者との同意などを明確にしてないから凍結したということですが、議案質疑のときに私が指摘した測量設計費と工事費を同時に上程している問題についてはどういうふうに判断をされたのが1点。

もう1点は、委員長報告にありませんが、農業振興費の中で議案質疑のときに、陣屋の村の事業補助金の半年分の減額をすべきではないかというふうに質疑をしたら、担当課から「後日調べて報告します」と言われたんですが、委員会の方にその報告はあったでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 最初の点は、特に現地を確認してわかったんですけども、官民境界がないと、そして、民地の中にも道路がかなり食い込んでいるということで、中には筆界未定や相手の同意書がないところも随所にあると。そして、ひどいところは共有地の中を通っているんだけど、それも何ら手当てをしてないということがわかったんで、そういうところに対して市が工事を施工して、問題が起こったら引き上げさせるみたいなことを公然と議会議員の前で言うわけです。

そういうことはやっぱり繰り返してはならないということで、やっぱりきちっとした対応をしてもらおうというのが、このあなたが最初に言った測量設計の部分で、できればそういうことをはっきりさせて、そしてそれが皆さん納得できる、了解できるという段階になって工事の執行をしてほしいという意味で、測量設計はそのように考えています。

もう一つ、いまひとつの点については、大変申しわけありません。私失念していました。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今回は筆界未定のことの確認できないから凍結したというのは私は理解しているんですが、こういう問題があってもなくても、そもそも予算の上げ方として、測量設計費と工事費を一緒に上げること自体が問題ではないかというふうに指摘をしたんですが、そこら辺の議論はされたでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） それはありました。概算でこういう測量設計と工事費を充てることについて、皆さん別に問題はないということで一致しました。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第134号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第135号平成18年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第135号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第136号平成18年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

こ討論を省略し、これより議案第136号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第137号平成18年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第137号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第138号平成18年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第138号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第139号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第139号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は13時40分から再開します。

午後1時25分休憩

.....

午後1時40分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

. . .

追加日程第1 . 議案第140号

追加日程第2 . 発議第5号

追加日程第3 . 発議第6号

追加日程第4 . 閉会中の継続審査・調査申出書

議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日、市長から議案1件の提出がありました。また、議員発議案として2件並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されています。

ついてはこの4件を本日の日程に追加し、追加日程第1から第4として、議題にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 御異議なしと認めます。よって、議案1件、議員発議案2件、閉会中の継続審査・調査申出書の計4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

これから各議案について提案理由の説明を求めます。

まず、追加日程第1、議案第140号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました追加議案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第140号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、議案第124号で県条例に準じて保護者に乳幼児医療費の一部自己負担金をお願いする等の議案を提案いたしましたけれども、健康福祉施策を総合的に勘案する中で、制度改正の内容を拡充する必要があると考えまして、そこで保護者の子育てに関する経済的な負担を軽減するため等々を考慮し、先ほど当条例の一部改正案の撤回を御承認いただいたところでございます。

今回御提案を申し上げます議案第140号は、乳幼児医療費の保護者の一部自己負担金について、10月から助成対象期間を就学前まで医療費の助成をするように関係条文を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から申し上げたいと思います。何とぞ慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。議案第140号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の3枚目をお願いいたします。

4条の2、一部自己負担金、その次に一部自己負担金の助成、4条の3を新しく挿入いたしました。「市長は、前条に規定する一部自己負担金を助成するものとする」ということで、この分が追加でございます。

以上でございます。（発言する者あり）議案書140号の3枚目です。（発言する者あり）4条の2の次です。（発言する者あり）対照表じゃなくて議案書。2枚目です。恐れ入ります。2枚目です。議案書の2枚目、4条の2の次、4条の3、一部自己負担金の助成ということで、「市長は、前条に規定する一部自己負担金を助成するものとする」、この条文を追加をいたしました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 次に、追加日程第2、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。23番、生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成18年9月25日提出。提出者、由布市議会議員生野征平、賛成者、由布市議会議員淵野けさ子、同じく久保博義、同じく三重野精二、同じく丹生文雄、同じく小野二三人、同じく小林華弥子。提案理由、地域における自治体

の役割を確立し、分権改革の基盤整備につながる地方税財政制度の確立のため。由布市議会議長後藤憲次殿。

地方財政の充実・強化を求める意見書、上段の本文ですけれども、この本文については、下の1、2点に要約されておりますので省略したいと思います。

下の下段の方ですけれども、1、国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。

2、地方財政再建と地方財政自立に向けた第2期の改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2006年9月、大分県由布市議会議長後藤憲次。内閣総理大臣小泉純一郎とありますけれども、これは多分かわると思います。総務大臣、財務大臣あてでございます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、追加日程第3、発議第6号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。13番、佐藤正君。

議員（13番 佐藤 正君） 発議第6号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成18年9月25日提出。提出者、市議会議員佐藤正、賛成者、市議会議員、佐藤人巳議員、工藤議員、吉村議員、利光議員、藤柴議員、以上でございます。

提案理由といたしまして、地方の道路整備を計画的に進めるよう安定的な財源を確保するため由布市議会議長後藤憲次殿。

道路整備の促進と予算の確保に関する意見書でございますが、条文は省かせていただきます。

1、道路特定財源の見直しに当たっては、地方の声や実情に配慮し、地方道路整備臨時交付金制度の拡大・拡充など道路整備の安定的な財源を確保する制度とすること。

2、東九州自動車道、中九州横断道路、中津日田道路など、県民の期待する道路整備を促進するため、地方への道路予算の配分を拡大するとともに、交付税が減額することなく、確実に地方の道路整備が進むよう配慮すること。

3、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構においては、必要な高速道路の早期整備が図られるよう十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、金融・経済財政政策担当大臣あてでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

ここで5分間休憩をします。

午後1時50分休憩

午後1時55分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。これより、審議に入ります。

まず、追加日程第1、議案第140号由布市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。どうぞ、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。議案自体には反対じゃありませんし、財政が許せば、やはりすべての市民の方に低減を含めてしていただきたいという立場であります。議案の上程につきまして少し疑問がありますから、市長にお尋ねをしたいと思っています。

確かに124号で提案当初はいろんな諸情勢が整わず、特に財政面を含めて見通しが立たない、そういう状況も説明であったかと思えます。今回上程が、特に私も新聞報道等でわかった状況でありますし、行革プランを含めて行財政改革もやる中で、すべての部分を市民の皆さんにきちっとした段階で応分の負担をいただく、そういう立場で市長は行政運営をされていると思っております。

特にこの途中で議案をやはり取りかえて出すというにはそれなりの決意はあると思えますけれども、いま一つわかりにくいのは、そういう状況が最初にやはり財政等で精査してわかっていたならば、なぜ先にやはり当初から出さなかったか。その疑問は一つありますし。

議案の私はやはり重要性、上程の重要性を考えたときに、やはり軽々に議案というのは出しかえるのではない。やはりきちっとした精査と、そういう内容を協議した後にやはり上程すべきだと、議会としてもそれぞれ付託されて審議をするわけでありますから、その点はやはり、私はやはり市長の姿勢を問われる部分がありはしないか。

それと、行財政改革に伴う行革プランに影響があるのではないかと。特に子育てにつきましては、保育所料等の問題も恐らく出てきますから、そういうところもどう考えておられるのか、少し聞かせていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員御指摘のとおりでございます。議案の提案につきましては、そういう思いでいっぱいあります。ただ、今回の変更につきましては、諸般の情勢を考えたときに、やっぱり乳幼児から就学前まではやはり医療費の免除をした方がよいというふうに、総合的な見

地から判断をいたしました。

行財政改革の途中でありまして、そういうことも考えましたけれども、その経費というものについて検討をした結果、当初の予算額よりもかなり小額であるという、そういうことも考えに入れて、そして今回の取り下げ、そしてまた再提案ということになったわけであります。

もう一つ。今、それから保育料、それから幼稚園の授業料等々にしましても、大分県では一番低レベルのサービスをしているということでありますが、この点については今後十分検討をしながら財政の範囲内でまた応分の負担をしてもらうようになるというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 財政健全化、10億円をやはり今後財政調整基金を含めてプールする中で、きちとした姿勢を、行政運営を市民の方に公表するわけでありますから、私は、すべての段階がやはりわかった時点で、市民の皆さんからそれぞれのやはり理解を得る、そういう努力をするためにも、どちらかという、そういう軽減をする部分が少ないからこの分は出すんだということではなくて、きちとしたやはり行財政改革プランをつくって、市民の皆さんにお示しをして、そして未来ある、市長が言われている由布市をつくろうと、そういう姿をやはり出していただきたい。そういうことであります。答弁は要りません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第140号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 地方財政の充実・強化を求める意見書の主要な部分、三位一体改革の地方交付税の削減について、この中では、従来の地方交付税の考え方をそのまま踏襲せよと、いわゆる地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持しようということをやっています。

地方六団体の要求書、あるいは国、政府与党が進めている三位一体改革の中の一つの柱に対して、委員会として、それは妥当ではないという結論なのかどうか。地方交付税の削減、もともとやってはいかんことを三位一体改革で掲げて、そしてあわせて税源移譲や、あるいは国の負担金、補助金、削減等も組み合わせているわけなんですけれども、そこら辺に対してはどういう議論になったのか聞かせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） この案件については、まず地方財政の充実・強化と、自治体の安定的な財政運営を図るためということが主文でありまして、ここにあるように、この内容について総務委員会で検討をした結果、何ら問題なしということで採択しております。

問題は、今も言いましたように、地方自治の確立と安定的な財政運営、これが一番大事じゃなからうかと思っておりますので、そういうことで決定しております。そういう状況になっております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 余り詳しくは考えてないということがよくわかるんですけども、いずれにしても、やっぱり議長会でそういう三位一体改革を推進せよみたいなばかげたことを言っているわけですから、そういうことと整合性が伴うように、議長会のそういう文書なんかも取り寄せて、そして、やっぱり由布市議会としてはこういう態度を貫くんだというような今後やっぱりきちっと検討をしていただきたいというふうに思います。答弁要りません。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより発議第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第6号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 毎回毎回同じような意見書を出すということについては、先ほど、皆さんも意見を聞いてみたら、状況が少し変わればやっぱり財政もいいんじゃないかというので、私もああそうかなというふうに思いますけども、さきに出したのよりトーンが大分下がっているんです。今度は逆に。

一つは、随分下におりてきたですね。地方寄りに。そして、道路特定財源の見直しについても、それを前提にした表現になっています。そういう点では評価はできるんです。しかし、文書全体が、大分県の意見書ならこれでもいいです。しかし、由布市の意見書ですから、やっぱり市のそういう道路の状況、あるいは道路の財源としてどうかという論点からこの全体の文書がつけられる必要があったと思うんですけども、どっかの引き写しにしたんでしょうか、その点だけお尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） 佐藤正君。

議員（13番 佐藤 正君） 前日も西郡議員から御指摘がございましたので、このような条文にしたわけでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより発議第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

・

議長（後藤 憲次君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本定例会は本日で閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

・

議長（後藤 憲次君） 市長あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 第3回定例会の終了に当たりまして一言お礼の言葉を申し上げます。

議員各位におかれましては、9月7日から本日25日までの19日間にわたり、報告3件、認定1件、承認2件、議案18件につきまして慎重な御審議をいただき、まことにありがとうございました。特に議案第124号につきましては、議会中に撤回をさせていただき、追加提案という形をとらせていただきました。この議案を含む全議案中1議案のみ継続となりましたけれども、

その他の議案につきましては御可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、今議会中に皆様方からいただきました貴重な御意見や御提案につきましては、私ども今後真摯に受けとめて対応をしてまいりたいと思っております。

さて、いよいよ実りの秋、収穫の秋を迎えることになりましたが、議員皆様におかれましては、これから大変御繁忙なときを迎えるのではないかな、そう思っております。十分健康に留意をされまして、ますますお元気で御活躍されることを御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつにさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長より一言お礼のごあいさつを申し上げます。

9月7日から今日まで19日間にわたり今期定例会における議事運営に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。請願・陳情8件、提案されました報告3件、認定1件、承認2件、議案18件のすべての議案を議員各位の収支極めて真剣な御審議によりすべての案件を議了することができました。まことにありがとうございました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、市長初め執行部の各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。議案第124号については一たん取り下げということもありましたけれども、改正案を再提案しました。これは議会と執行部が十分協議を重ねた結果であろうかと思えます。由布市の将来に、また、乳幼児医療の充実したまちとして最も重要な課題であったかと思えます。合併後の市民の不満の声が上がっている今日、元気を取り戻す一つの課題になるとも思えます。

今期定例会を通して議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後十分行政に反映されますよう期待いたします。議員各位には、残暑厳しい折、十分健康に留意されまして、今後の議会活動に励まれますようお願いいたしまして、閉会に当たってのお礼のごあいさついたします。大変御苦労でございました。

それでは、以上で、平成18年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。

この後、決算カードの説明がありますので、しばらくお待ちください。

そしてもう1点お諮りしたいと思います。先日全員協議会の方で話をしておりました議事録をホームページに載せるか載せないかということなんですけれども、一応広報委員長の方からも話がありまして、一応広報委員会で協議をさせていただけないだろうかということでございますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） では、そのようをお願いしたいと思います。そして、その結果はまた全員協議会の方で皆さんにお諮りしたいと思います。お願いします。

午後 2 時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員